

6. その他

(1) 是正の要求等に関する調 (平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)

ア 法第245条の5による是正の要求・是正の要求の指示に関するもの

① 都道府県分

都道府県名	是正の要求・是正の要求の指示の内容	要求年月日	国の担当府省庁名	講じた措置
沖縄県	竹富町教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に違反していることについて、これを是正するため必要な措置を講じることを竹富町に対し求めること。	H25.10.18	文部科学省	特段の措置なし
計	1件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	是正の要求の内容	自治事務又は第2号法定受託事務の別	当該要求に係る事務を担当する長・教育委員会・選挙管理委員会の別	要求年月日	都道府県からの要求又は第4項の規定に基づく国からの直接要求の別	国の担当府省庁名(第2項の指示の場合も含む。)	違反の是正又は改善のために講じた措置
沖縄県	竹富町	義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について	自治事務	教育委員会	H26. 3. 14	国からの直接要求	文部科学省	教科書無償措置法の改正を求める
計	1団体	1件	自治事務 1件 第2号法定受託事務 0件			都道府県からの要求 0件 国からの直接要求 1件		

イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの <該当なし>

ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの

(ア) 第1号法定受託事務に関するもの

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>

(イ) 第2号法定受託事務に関するもの

都道府県名	市町村名	都道府県の是正の指示の内容	当該指示に係る事務を担当する長・教育委員会・選挙管理委員会の別	都道府県の指示年月日	違反の是正又は改善のために講じた措置
熊本県	上天草市	<p>1 漁業法第89条の規定に基づき、海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿を調製するに当たっては、必ず同法同条の規定に基づき市選挙管理委員会が申請を受け付け、当該名簿登録資格を調査し、登録申請者の件数、名簿登録者数及び登録資格を満たさない者の数等を必ず照合すること。</p> <p>2 漁業法第89条の規定に基づく申請事務に当たっては、水産業協同組合法に基づき設立された関係漁業協同組合に対する登録申請書のとりまとめ依頼を廃止し、上天草市選挙管理委員会又は上天草市役所支所への提出に限定すること。</p> <p>3 選挙人名簿登録の資格審査に当たっては、面談等により確認するとともに、上天草市役所の水産主務課等にも確認すること。</p> <p>4 その他、必要に応じて、当該事務に係る組織体制の見直しを行い、担当職員を増員するなど、審査体制の強化を図ること。</p>	選挙管理委員会	H25.8.1	<p>1 について</p> <p>① システム入力時に処理の条件等の設定を複数人で確認する。</p> <p>② 選挙人名簿と申請書との十分な照合、確認を複数人で行う。</p> <p>2 について</p> <p>各漁協でのとりまとめを廃止し、申請の受付窓口を市役所各庁舎等のみに限定する。</p> <p>3 について</p> <p>① 申請時に、担当者（市職員が）申請者に対して聞き取り調査を行う。</p> <p>② 関係機関等に対し、資料提供の依頼をし、必要に応じて協議を行う。</p> <p>4 について</p> <p>① 平成25年度から選挙事務を主たる業務とする職員を1人増員した。</p> <p>② 審査について複数人で行うこととする。</p>
計	1団体				

エ 法第245条の8による代執行等に関するもの

(ア) 第1号法定受託事務に関するもの

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>

(イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>

6. その他

(2) 自治紛争処理委員による調停に関する調 (平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)
<該当なし>